

“みんな笑顔のまち美咲町”健康調査事業及び美咲町第3次保健福祉総合計画等策定
業務委託プロポーザル要求水準書

1 業務名

“みんな笑顔のまち美咲町”健康調査事業及び美咲町第3次保健福祉総合計画等策定業務

2 事業の目的

本町において令和5年度、美咲町第3次保健福祉総合計画等策定に向けた住民への事前調査を実施し、生活習慣、運動習慣等の生活実態や健康に関する考え方を把握する。

さらに、高齢者に対しては、近年、感染拡大している新型コロナウイルス感染に伴い、新たに、外出自粛に伴うフレイルのリスクの有無を明確に調査分析するための調査を加える。

また、近年クローズアップされている「ヤングケアラー」の現状について美咲町の子ども達の生活の現状や介護状況を調査し把握することで、子どもの体や心の負担の実態を把握する。

以上の調査を令和4年度に実施、集計、分析をし、住民の生活実態の把握、課題の明確化、分析した上で、令和5年度に美咲町第3次保健福祉総合計画を策定する。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(ただし、健康調査事業については、契約締結日から令和5年3月31日まで)

4 業務概要

【令和4年度】

- (1) 現状把握
- (2) 住民アンケート調査
- (3) 住民アンケート結果等による集計及び分析評価
- (4) その他必要な業務

【令和5年度】

- (1) 計画策定委員会・計画策定（ワークショップ）部会運営支援
- (2) 関係団体・機関、庁内関係部署に対するヒアリングの実施
- (3) 住民アンケート結果等による課題抽出
- (4) 各計画素案の作成
- (5) 各計画書の作成
- (6) その他必要な業務

5 業務の把握

(1) 現状把握

現状を分析するにあたって、町の統計資料・保健データ等を用いながら、これまでの取組実績の評価、及び国・県の関連計画の動向などをふまえて分析・整理する。

- ・地域の基本特性（人口動態等）の整理・分析
- ・疾病構造等の健康水準・現状特性の把握・分析、国保データベース（KDB）システムのデータ分析
- ・現各計画の目標値の達成状況・進捗状況の整理
- ・健康づくりにかかわる他分野の施策状況の分析・検証等町の上位計画及び関連計

画の動向把握と整合性の確保

(2) 調査の実施及び集計、分析（令和4年度）

ア 美咲町第3次保健福祉総合計画策定のための健康調査の実施（美咲町第2次保健福祉総合計画調査内容と同一内容とする）及び集計、分析
調査の実施対象者は、20歳以上の無作為抽出とし、アンケート調査を実施、集計分析、評価を行う。

- ①健康状態について
- ②健康診断の受診状況について
- ③運動習慣について
- ④食生活について
- ⑤飲酒・喫煙について
- ⑥歯の健康について
- ⑦こころの健康について
- ⑧地域との関わりについて
- ⑨地域の問題点について
- ⑩地域のボランティアについて
- ⑪防災の取り組みについて
- ⑫子育て関係：新規追加項目

コロナ禍において子育ての現状、子育ての支援状況の変化を含めて子育ての環境づくりに必要な支援が明確になるような調査内容とする。

新たな調査項目として上記⑩の調査項目を加える。なお、⑬～⑮の項目については、委託業者からの提案とし、美咲町の現状が明確になり、課題の抽出、分析ができるような調査内容とする。

⑬重点プロジェクト評価調査（令和4年度）

重点プロジェクト評価調査項目については、委託業者からの提案とする。

現在、美咲町第2次保健福祉総合計画の重点プロジェクト事業として、健康増進・食育推進の2つのプロジェクトが進行、継続している。現在、進行中のプロジェクトの課題の抽出、分析、評価ができる調査内容とする。調査実施対象者は、健康増進・食育推進の各プロジェクト事業のメンバー及びプロジェクトの参加者とする。

⑭コロナ禍での生活状況調査（高齢者のフレイル予防につながる調査）（令和4年度）

コロナ禍での生活状況調査項目については、委託業者からの提案とする。

コロナ禍での高齢者の生活状況及び精神状況の変化等の実態把握ができる調査項目とし、集計、分析することで、フレイルとの関連、今後予防につながる施策が具体的に浮かぶような調査項目とすること。調査実施対象者は無作為抽出した高齢者（65歳以上）とする。

⑮ヤングケアラーに関する調査（令和4年度）

ヤングケアラーに関する調査項目については、委託業者からの提案とする。

美咲町の現状としては、近年クローズアップされている「ヤングケアラー」の認識が子どもたちに認識されているのか、美咲町にヤングケアラーの子どもたちが存在するのか不明な状況である。

ヤングケアラーに対する子どもの認識の程度、存在の有無、また、ヤングケアラーの子どもたちの生活実態、学校生活への影響、心理的負担等を含めた実態調査とする。調査実施対象者は、町内小学校の5、6年生、中学1、2、3年生及び高校1、2、3年生（年代）とする。

- ⑯ ア①～⑫及び⑬～⑮の調査の実施後、回収、整理、集計及び分析、課題の抽出。
調査の実施後、回収、整理を行う。データを集計、分析し課題の抽出の実施。結果は、美咲町第3次保健福祉総合計画策定の基礎資料として活用をする。

(3) 次年度（令和5年度）美咲町第3次保健福祉総合計画を策定する。

以下の業務実施を行う。

- ア 4つの調査（健康調査、重点プロジェクト評価調査、コロナ禍での生活実態調査（フレイル予防につながる調査）ヤングケアラーに関する調査の分析結果より、美咲町の課題を明確化する。
- イ 健康調査の分析や評価をもとに、美咲町第2次保健福祉総合計画時の健康調査と比較し、住民の健康状態の変化を示す。
- ウ 美咲町第2次保健福祉総合計画の進捗状況や評価を実施するためにヒアリング調査を実施して結果をまとめる。
- エ 美咲町第2次保健福祉総合計画の3本柱である健康増進計画、食育推進計画、地域福祉計画の各分野の目標達成状況を示す。
- オ ワークショップ（2回）開催を行い、健康増進計画、食育推進計画、地域福祉計画の目標の達成状況について住民や組織の声を聞く場を持ち集約し、計画達成状況への反映及び美咲町第3次保健福祉総合計画の目標達成指標に反映すること。
- カ 美咲町3次保健福祉総合計画については、令和3年3月第1次美咲町地域福祉計画が策定されているために、健康増進計画、食育推進計画の2本立ての計画とし、目指すべき目標の達成値を数字の指標とすること。

a 調査対象

次の4種類とする。

- ・ 20歳以上 対象者 11,401名 無作為抽出（2,000件以上）
- ・ 町内小学5、6年生、中学1、2、3年生及び高校1、2、3年生（年代）
対象者 931名 （750件）
- ・ 高齢者（65歳以上）対象者 5,578名 無作為抽出（2,000件以上）
- ・ 重点プロジェクトメンバー及び参加者 （670件）

b 調査方法

対象者へは郵送とする。ただし、児童、生徒分については、学校を通して配布し回収は郵送とする。

業務分担

業務内容	委託者（町）	受託者が実施
アンケート調査票案の作成		○
アンケート調査票案の確認・決定	○	
アンケート調査票の印刷		○
依頼文書の原稿作成	○	
依頼文書の印刷		○
送付用封筒の調達、印刷	○	
返信用封筒の調達、印刷		○
封入		○
宛名ラベルの調達、作成	○	
宛名ラベルの貼付		○
発送（郵便費用負担）	○	

回収（郵便費用負担）	○	
調査結果の集計		○
その他定めのない事項	協議の上、決定	

・調査結果の集計は、単純集計の他、分析に必要なクロス集計、自由回答のとりまとめを含めて行い、町の現状や課題などを抽出・把握し、計画策定のための基礎資料となるものと位置付ける。

・その他、アンケート調査実施に伴う個人情報などの取り扱いには、美咲町個人情報保護条例に基づき、適正な個人情報の取り扱いができるよう指針を示し、十分配慮することとする。

① 関係団体・機関、庁内関係部署に対するヒアリングの実施

健康づくりの推進を担っている町内の関係団体・機関（5か所程度）および町内関係課に対しヒアリングを実施し、現各計画の評価や具体的なニーズの把握・分析を行い取りまとめる。

② アンケート結果等による現各計画の最終評価

現状分析、アンケート調査結果や関係団体・機関等へのヒアリング結果をもとに最終評価を行う。

(ア) 現各計画に記載されている目標値の達成状況・進捗状況を整理する。

(イ) 町が行っている取組の進捗状況を整理する。

③ 健康課題等の抽出・分析

現各計画の評価を基に、健康水準・健康課題、各調査結果をふまえ、目標等を明確にするとともに、目標年度における計画対象者等の推計を行い、各施策・事業の目標数値を設定する。施策・事業の目標値設定にあたっては、同時期に策定される関連計画や既存計画の目標数値との整合性を図る。

④ 保健福祉総合計画策定委員会・計画策定作業部会運営支援

(ウ) 保健福祉総合計画策定委員会等（令和5年度3回程度）

・会議出席、運営支援、記録等。

(エ) 計画策定（ワークショップ）の支援（令和5年度2回程度）

・町民を対象とした計画策定作業部会へのアドバイス。

・計画策定作業部会への出席・結果の取りまとめ。

なお、計画策定作業部会の運営は町で実施する。

(オ) 担当事務局との協議打ち合わせ（適宜実施）

計画の調査・策定・進行に係る打ち合わせを適宜行う。

⑤ 各計画素案の作成

以上の調査分析及び検討結果をふまえるとともに、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえ、各計画素案の取りまとめを行う。

・基本的方向性の検討

・素案の作成

・パブリックコメントの支援

・各計画書の編集、校正

⑥ 各計画書の作成

各計画書及び概要版の企画・デザイン・編集・校正・修正等を行う。編集にあたっては、町民にわかりやすく読み手の興味を引くデザイン・校正に配慮することとする。印刷は町で実施する。

6 成果品

受託者は、次のとおり成果品を町へ提出すること。

納品後に町が加筆修正を加えることや美咲町公式ホームページへ掲載すること、町において印刷・製本すること等を想定した電子ファイルの作成を行う。

【令和4年度成果品】

成果品名	提出媒体	数量
住民アンケート調査結果報告書	Word（報告書）	一式
	Excel（集計表及び図形）	一式
	PDF	一式
	紙	1部
業務報告書	CD-ROM等電子データ	一式

【令和5年度成果品】

成果品名	提出媒体	数量
美咲町保健福祉総合計画（第三次）概要版（仮称）	Word（報告書）	一式
	Excel（集計表及び図形）	一式
	PDF	一式
	紙（A4 1色100ページ程度、網代綴じ）	100部
計画概要版	CD-ROM等電子データ	一式

提出期限	令和4年度分	令和5年2月24日（金）
	令和5年度分	令和6年3月8日（金）
提出先	美咲町健康推進課	岡山県久米郡美咲町原田1735番地

7 委託料の支払い方法

令和4年度については、令和4年度成果品の納品、令和5年度については、令和5年度成果品の納品を町が確認した後に、受託者の支払い請求書に基づき、請求のあった日から起算して30日以内に年度ごと業務委託料を支払う。

8 委託契約の条件

- (1) 委託を受けた業務については、業務を一括して第三者に譲渡してはならない。
- (2) 業務に関しては、町担当課と緊密な連携を保ち業務を円滑に進めるため、一名以上の専門的職員（研究員等）および一名以上の事務職員を配置し、当課からの求めに応じ、専門的な立場でアドバイス等の支援を行い、健康づくり施策について提言すること。
- (3) 業務に関する町との調整は、当初協議及び中途協議、最終協議のみならず進捗に応じて行うこととし、町の要請に対し迅速に対応するものとする。
- (4) 受託者は情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格に審査登録されており、業務遂行に当たり個人情報の取り扱いに十分留意し、漏洩の無いような実施体制を整えること。また、業務遂行に当たり知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 業務遂行に必要な資料等の収集は、町と受託者が協力し行うものとする。
- (6) 成果品の作成については、町と協議の上実施するものとする。

9 権利関係

- (1) 本業務における成果品の取扱い

本業務の履行にかかる成果品所有権は、全て町に帰属するものとし、成果品が著作権法（昭和45年法律第48条）第2項第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に受託者に無償で譲渡するものとする。

また、町が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

上記にかかわらず、町がその方法を指定した場合は、その限りではない。

10 その他

・今後新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。

・業務にあたり必要となる町の資料については、無償で受託者に貸与する。受託者は、貸与された町の資料等の取り扱いについては、善良な管理者としての注意を払わなければならない。また、業務が終了した場合、その他合理的な理由により委託者が返却を要求した場合、貸与された資料等を速やかに町に返却すること。

11 疑義

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が別途協議するものとする。